

従業者証明書・記載要領

(1) 従業者証明書番号の付し方

- 1) あたamarcaから第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
- 2) あたamarcaから第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
- 3) あたamarcaから第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

【例：イ】 代表取締役以下、従業員に至るまでの番号の付し方は、

A氏（代表取締役）・創業年月日 1970年4月5日の場合

従業者証明書番号…………… 7 0 0 4 0 1

雇用（開業）した西暦年の下2けた ← 70
雇用（開業）した月 ← 04
事務所毎の従業者の番号（発行番号） ← 01

※ 代表者が途中で交代・変更している場合は、就任した年月を記載する。

B氏（従業員）・雇用年月日 1988年10月20日の場合

従業者証明書番号…………… 8 8 1 0 1 0

雇用した西暦年の下2けた ← 88
雇用した月 ← 10
事務所毎の従業者の番号（発行番号） ← 010

【例：ロ】 支店が複数存在する場合の番号の付し方は、

本店C氏（従業員）・雇用年月日 1988年10月20日の場合

……本店を『01』・支店を『02』～『05』として区分する場合の例

従業者証明書番号…………… 8 8 1 0 0 1 1 5

雇用した西暦年の下2けた ← 88
雇用した月 ← 10
事務所毎の従業者の番号（発行番号） ← 0115
本店『01』・支店の区分番号である。

……本店を『A』・支店を『B』～『E』として区分する場合の例

従業者証明書番号…………… 8 8 1 0 A 1 5

雇用した西暦年の下2けた ← 88
雇用した月 ← 10
事務所毎の従業者の番号（発行番号） ← 015
本店『A』・支店の区分記号

(2) 変更事項の記載について

業務に従事する事務所又は現住所に変更があったときは、裏面の備考欄に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。

……『事務所の長の印』は、角判・丸判いずれでも可。『社判』が望ましい。三文判は不可とする。

(3) 証明書有効期間の記載方法について

有効期間は3年以内とする、こととされております。

旧法で規定されている『従業者証明書』を携帯している場合は、新法の施行日（1988年11月21日）より、6ヶ月の猶予期間があるため、この6ヶ月以内（1989年5月20日）の切り換えた日より、3年以内とする。

例：2月1日に新法に基づく『従業者証明書』に切り換えた場合

証明書有効期間 1989年2月1日から
1992年1月31日まで

(4) アルバイトが持つ従業者証明書の有効期間

アルバイト期間等を考慮して短く区切り発行すること。

(5) 事務所所在地及び現住所の記載方法

「特別区」は、区名から記載すること。

記入例：千代田区富士見……………